

第 67 号議案

令和 4 年度滋賀県立特別支援学校幼稚部、高等部および高等部分教室
入学者選考に係る追検査を受検できなかった者への対応要領の策定に
係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した令和 4 年度滋賀県立特別支援学校幼稚部、高等部
および高等部分教室入学者選考に係る追検査を受検できなかった者への対応要
領の策定については、これを承認する。

令和 4 年 3 月 18 日

滋賀県教育委員会

令和 4 年度滋賀県立特別支援学校幼稚部、高等部および高等部分教室入学者
選考に係る追検査を受検できなかった者への対応要領の策定について、滋賀県
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀
県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和 4 年 2 月 15 日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

令和 4 年度滋賀県立特別支援学校幼稚部、高等部および高等部分教室
入学者選考に係る追検査を受検できなかった者への対応要領について

別紙のとおり定める。

令和4年度滋賀県立特別支援学校幼稚部、高等部および高等部分教室入学者選考に係る追検査を受検できなかった者への対応要領

1 追検査を受検できなかった者への対応

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがある場合やインフルエンザに罹患した場合など、やむを得ない理由で追検査当日に面接および学力検査等のすべてを受検できなかった者。

(2) 申請期日

対象者は、原則、令和4年3月24日（木）の午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 対象者のうち幼稚部を志願する保護者は出願先校長に、高等部を志願する保護者は中学校長を経由して出願先校長に、病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、追検査を受検できなかった理由が明確にわかるものを提出しなければならない。

イ 申請手続きは、各出願先県立特別支援学校で行うものとし、郵送による手続きは認めない。

ウ 申請を受けた出願先校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、書類による選考の可否について協議しなければならない。

(4) 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

幼稚部においては、出願先校長が教育相談等の記録を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

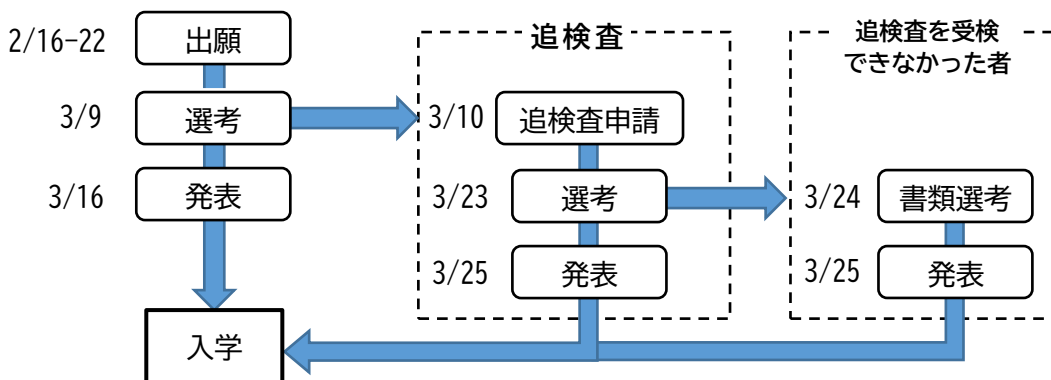
高等部においては、出願先校長が教育相談等の記録ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。なお、県立特別支援学校分教室の入学許可予定者とならなかった者で、県立特別支援学校を第2志望としたものは、県立特別支援学校分教室で行われた教育相談等の記録ならびに個人調査報告書を資料として、第2志望の県立特別支援学校長が選考を行うものとする。

選考結果の発表は、令和4年3月25日（金）に志願した各出願先県立特別支援学校において発表する。

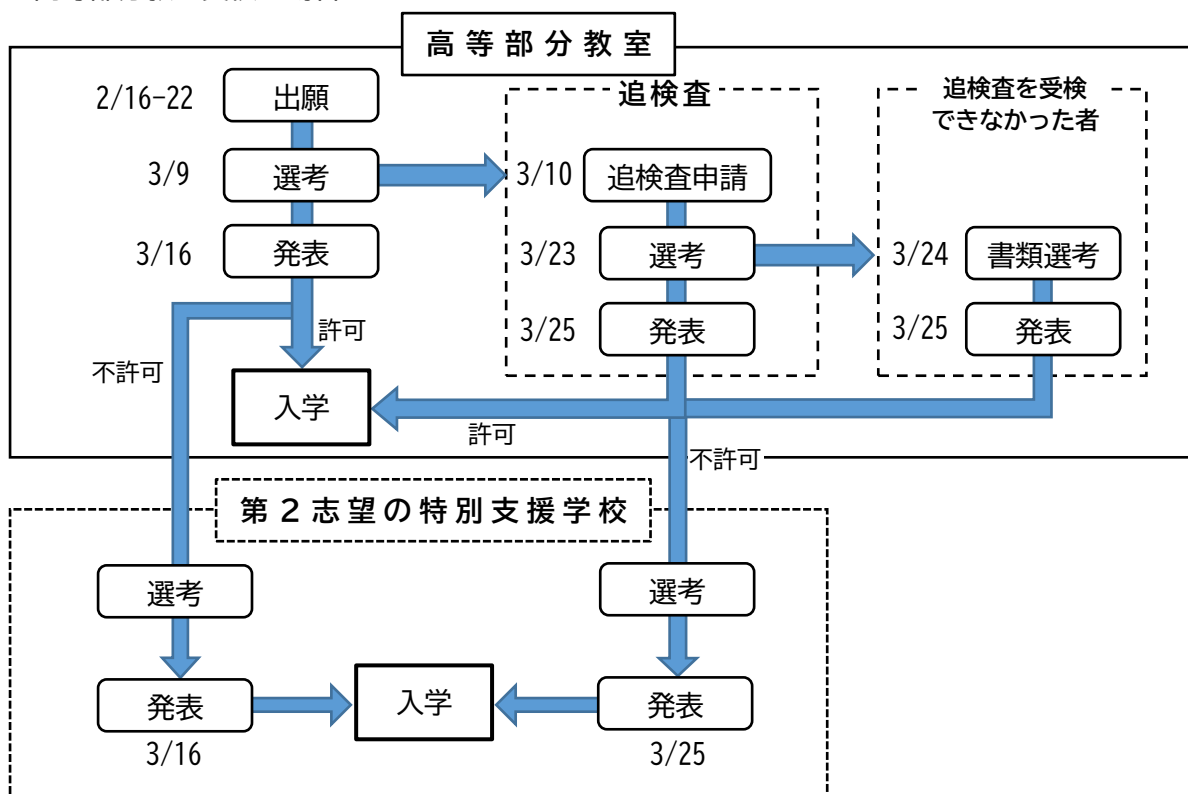
2 入学者選考の日程

以上のことを踏まえ、特別支援学校の入学者選考は、以下の日程で実施する。

○幼稚部・高等部受検の場合



○高等部分教室受検の場合



3 その他

この要領に定める以外のことについては、「令和4年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項」および「令和4年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項」による。